『セルフメディケーション(自主服薬)』の定義は、健康を自ら守り軽度の身体の不調は自分で手当てをすること。『セルフメディケーション』を推進するため医療費控除の仕組みが、2017年1月１日から５年間の時限措置として変わります。従来の『医療費控除制度』を残しつつ、特例として『セルフメディケーション税制』がスタートします。患者や家族にとって、従来の『医療費控除』と、新たな『セルフメディケーション税制(ＳＭ)』のどちらを使用するかは選択性となります。

★ 従来の医療費控除：一世帯家族の医療費(医療費，調合薬費，交通費.等)の自己負担額の合計が10万円を超えた場合に、確定申告すれば所得税が一部還付されたり、翌年の住民税が減額される制度です。しかし、大きな病気や怪我で、医療機関を受診しないと超えません。

★ セルフメディケーション税制(ＳＭ)：医療用から一般向けに転用された市販薬「スイッチＯＴＣ医薬品」の購入金額の合計が12,000円を超えると超えた額が控除の対象になる制度です。つまり、あまり医療機関を受診しない人や、市販薬で治す人達にとってみれば、ハードルが下がったことになります。但し、セルフメディケーション税制を利用できる条件は、確定申告をする人が、メタボ健診と言われている“特定健康診査，予防接種，定期健康診断，健康診査，がん検診”の何れかをその年に受けていることです。

★ セルフメディケーション税制(ＳＭ)と従来の医療費控除 の比較 ⇒ どちらかを選択して申告
- セルフメディケーション税制：1.2万円超過分を控除 (最大:8.8万円)
- 従来の医療費控除：10万円超過分を控除

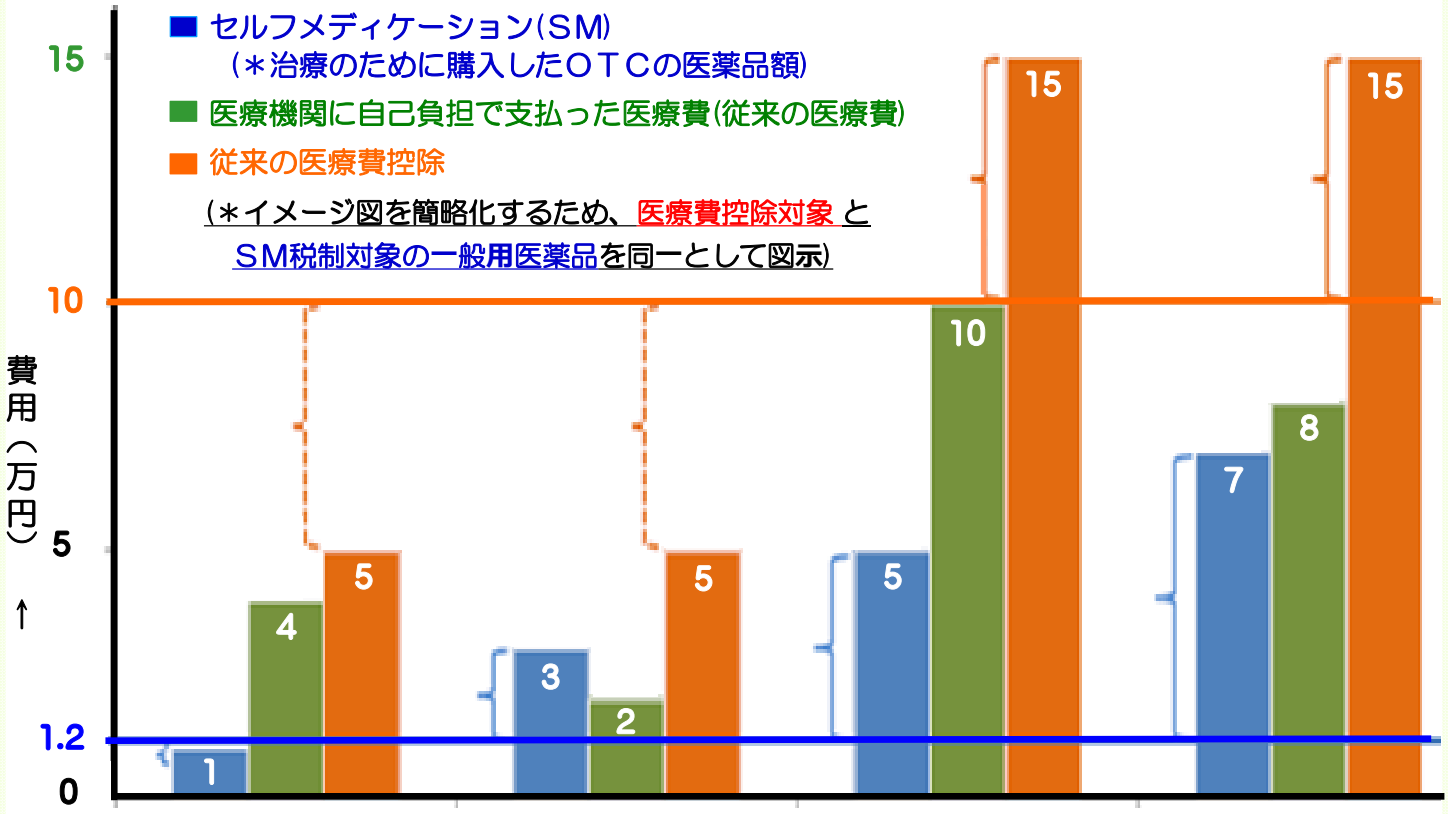

項　目	ケース１	ケース２	ケース３	ケース４
控除可否	どちらも控除金額未満で、控除受けられない	どちらも控除金額以上 SM税制対応可能	どちらも控除金額以上 SMか医療か選択可能	どちらも控除金額以上 SMか医療か選択可能
ＳＭ控除額	1.2万円未満控除不可	(3－1.2万円)=1.8万円	(5－1.2万円)=3.8万円	(7-1.2万円)=5.8万円
医療控除額	10万円未満控除不可	10万円未満控除不可	(15-10万円)=5.0万円	(15-10万円)=5万円
控除区分	どちらも使用不可	SM税制を使用	医療費控除を使用	SM税制を使用
所得税控除		18,000×20%=3,600円		58,000×20%=11,600円
住民税控除		18,000×10%=1,800円		58,000×10%= 5,800円

※ 所得税控除，住民税控除は、世帯の所得金額によって控除割合が変動します。

★ セルフメディケーション識別マーク

製造販売業者では、税制控除対象となる一般用医薬品のパッケージに『セルフメディケーション識別マーク』(右図)を、印刷またはシール貼付けの準備を進めています。マークは、業界団体の自主的な取組みで、義務では無いため表示が無い医薬品もありますので、判らなければ店舗で確認してください。ドラッグストアの中には、レシート(領収書兼用)の印字によって、セルフメディケーション税税制対象の医薬品か見分けがつくようにするところもあります。

セルフメディケーション 税 控除 対象

〔セルフメディケーション

★ 厚生労働省のＯＴＣ医薬品の対象品目 (1,525品目)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html

対象となる医薬品は、医療用医薬品から転用された成分を含むものに限られており、2016年10月17日現在、厚労省が1,525品目を指定しています。例えば、医療機関で実績がある医薬品で、総合漢方薬「パブロンＳゴールドW微粒(大正製薬)」や、解熱鎮痛薬「ロキソニン(第一三共ヘルスケア)」等です。但し、最初から市販薬として販売されたＯＴＣ医薬品は、セルフメディケーション税制の控除対象になりません。

★ セルフメディケーション税制対象者

① 所得税と住民税を納めている世帯のこと (非課税世帯は対象にならない！)

② １年間(１～12月)に、健康の維持増進および疾病の予防への取組みを実施していること

- 取 組 内 容 ： 特定健康診査，予防接種，定期健康診断，健康診査，がん検診

③ １年間(１～12月)で、対象となる一般用医薬品を 12,000円を超えて購入していること

- 扶養家族分の医薬品購入金額の合算可能
- 領収書あるいは、レシートが必ず必要

記 載 内 容 ： 当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
商品名，金額，購入日，販売業者名，購入日.等

領 収 書 記 載 例

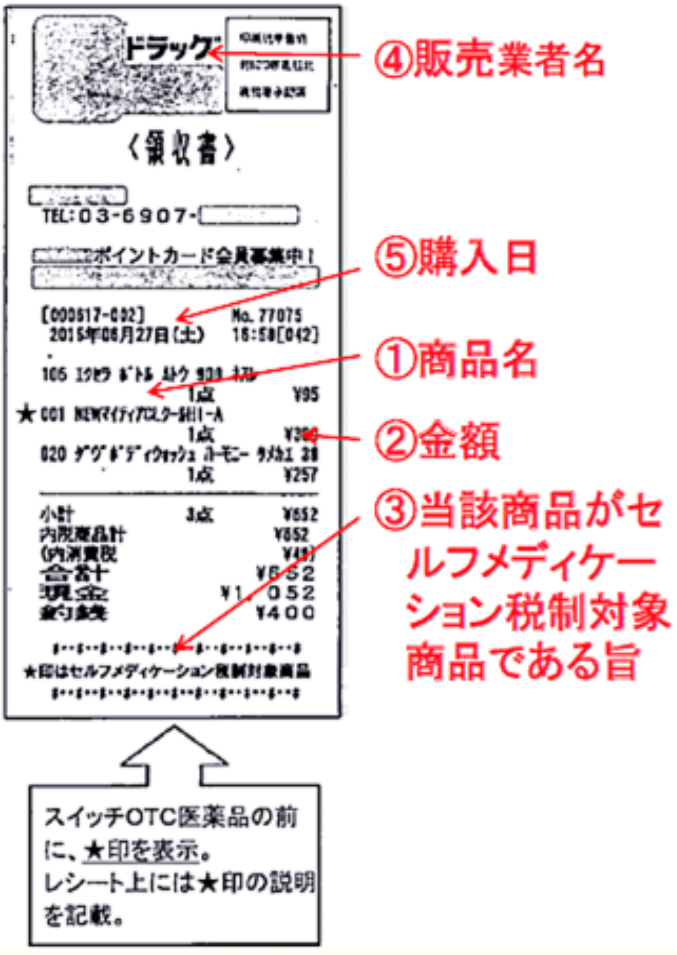
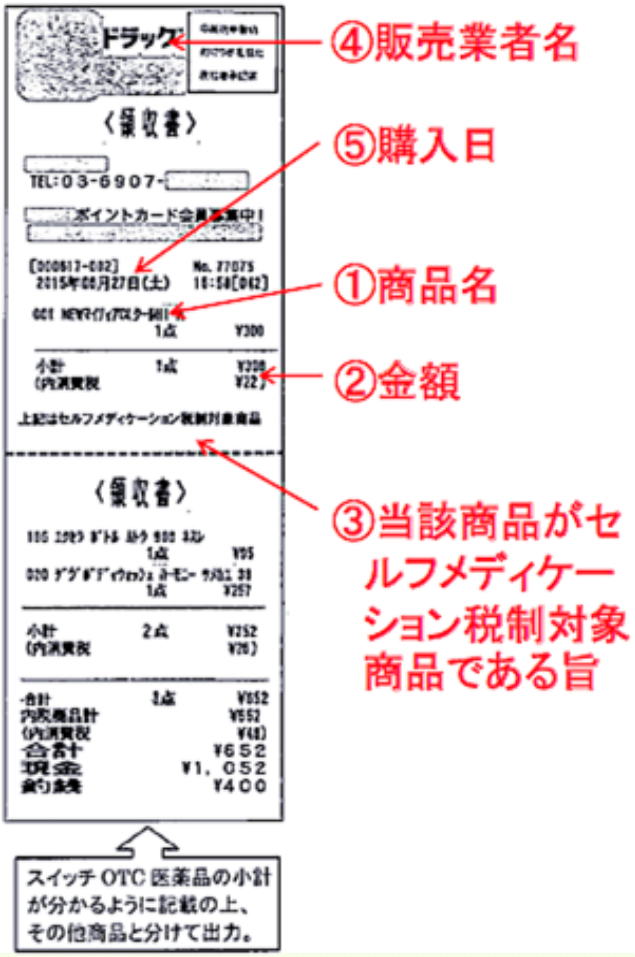
領 収 書 記 載 例